

政治資金監査に関する研修テキストの改定に係る目次イメージ新旧対照表

旧	新	改定概要
政治資金監査に関する具体的な指針……………21	政治資金監査に関する具体的な指針……………●	
はじめに…………… 23	はじめに…………… ●	
I. 政治資金監査の目的……………25	I. 政治資金監査の目的……………●	
1. 政治資金規正法の目的・基本理念……………25	2. 政治資金規正法の目的・基本理念……………●	
2. 今般の政治資金規正法改正の経緯……………26	2. 今般の政治資金規正法改正の経緯……………●	
3. 政治資金監査の基本的性格……………26	3. 政治資金監査の基本的性格……………●	
4. 政治資金監査に関する具体的な指針（政治資金監査マニュアル）の位置付け……………28	4. 政治資金監査に関する具体的な指針（政治資金監査マニュアル）の位置付け……………●	
II. 登録政治資金監査人……………30	II. 登録政治資金監査人……………●	
1. 登録政治資金監査人の資格……………30	1. 登録政治資金監査人の資格……………●	
(1) 資格……………30	(1) 資格……………●	
(2) 業務制限……………31	(2) 業務制限……………●	
2. 登録政治資金監査人の職務……………33	2. 登録政治資金監査人の職務……………●	
3. 登録政治資金監査人の責任……………33	3. 登録政治資金監査人の責任……………●	
III. 国会議員関係政治団体……………35	III. 国会議員関係政治団体……………●	
1. 国会議員関係政治団体の定義……………35	1. 国会議員関係政治団体の定義……………●	
2. 国会議員関係政治団体の会計責任者の責務……………35	2. 国会議員関係政治団体の会計責任者の責務……………●	
3. 政治団体の区分に異動があった場合の留意事項……………38	3. 政治団体の区分に異動があった場合の留意事項……………●	
IV. 政治資金監査指針① 一般監査指針……………40	IV. 政治資金監査指針① 一般監査指針……………●	
1. 一般的な留意事項……………40	1. 一般的な留意事項……………●	
2. 調査方法……………40	2. 調査方法……………●	
3. 政治資金監査契約の締結……………42	3. 政治資金監査契約の締結……………●	
4. 契約書において規定すべき事項……………43	4. 契約書において規定すべき事項……………●	
(1) 一般的事項……………43	(1) 一般的事項……………●	
(2) 登録政治資金監査人及び国会議員関係政治団体の責任……………44	(2) 登録政治資金監査人及び国会議員関係政治団体の責任……………●	
(3) 秘密保持義務……………45	(3) 秘密保持義務……………●	
(4) 使用人等の監督等……………45	(4) 使用人等の監督等……………●	
(5) 契約の解除……………45	(5) 契約の解除……………●	
5. 政治資金監査契約に係る留意事項……………46	5. 政治資金監査契約に係る留意事項……………●	
V. 政治資金監査指針② 個別監査指針……………47	V. 政治資金監査指針② 個別監査指針……………●	
1. 法第19条の13第2項第1号に掲げる事項……………47	1. 法第19条の13第2項第1号に掲げる事項……………●	
2. 法第19条の13第2項第2号に掲げる事項……………48	2. 法第19条の13第2項第2号に掲げる事項……………●	
(1) 一般的事項……………48	(1) 一般的事項……………●	

(2) 領収書等の記載事項の確認	49
(3) 高額領収書等のあて名等の確認	50
(4) 会計帳簿の必要記載事項の確認	52
3. 法第19条の13第2項第3号に掲げる事項	58
4. 法第19条の13第2項第4号に掲げる事項	60
(1) 一般的事項	60
(2) 領収書等を徴し難い事情の具体例	61
VI. 政治資金監査指針③ 会計責任者等に対するヒアリング	62
1. 会計責任者等に対するヒアリングの意義・目的	62
2. ヒアリング事項	62
(1) 会計処理方法	63
(2) 支出項目の区分の分類	64
(3) 書面監査では支出の状況が確認できなかったもの	64
(4) 書面監査に加えて、支出の状況の詳細を確認する必要があるもの	65
VII. 政治資金監査報告書	69
1. 政治資金監査報告書の記載事項	69
2. 政治資金監査報告書記載例	74
(1) 監査事項についてすべて確認できた場合	74
(2) 会計帳簿に記載不備がある場合	76
(3) 会計帳簿と突合を行う書面が存在しない支出がある場合	78
(新設)	

(新設)

(2) 領収書等の記載事項の確認	●
(3) 高額領収書等のあて名等の確認	●
(4) 会計帳簿の必要記載事項の確認	●
3. 法第19条の13第2項第3号に掲げる事項	●
4. 法第19条の13第2項第4号に掲げる事項	●
(1) 一般的事項	●
(2) 領収書等を徴し難い事情の具体例	●
VI. 政治資金監査指針③ 会計責任者等に対するヒアリング	●
1. 会計責任者等に対するヒアリングの意義・目的	●
2. ヒアリング事項	●
(1) 会計処理方法	●
(2) 支出項目の区分の分類	●
(3) 書面監査では支出の状況が確認できなかったもの	●
(4) 書面監査に加えて、支出の状況の詳細を確認する必要があるもの	●
VII. 政治資金監査報告書	●
1. 政治資金監査報告書の記載事項	●
2. 政治資金監査報告書記載例	●
(1) 監査事項についてすべて確認できた場合	●
(2) 会計帳簿に記載不備がある場合	●
(3) 会計帳簿と突合を行う書面が存在しない支出がある場合	●
<u>(4) 収支報告書に支出が計上されていない場合</u>	<u>●</u>

VIII. その他の留意事項	●
<u>1. チェックリストの活用</u>	<u>●</u>
<u>(1) 政治資金監査チェックリスト</u>	<u>●</u>
<u>(2) 政治資金監査報告書チェックリスト</u>	<u>●</u>
<u>2. 収支報告書の提出後に生じた事情とその対応</u>	<u>●</u>

<p>政治資金監査チェックリスト……………81</p>	<p><u>参考資料</u>……………●</p>	
<p>参考資料……………89</p>	<p><u>I. 政治資金監査チェックリスト</u> ・政治資金監査チェックリスト……………●</p>	
	<p><u>II. 政治資金監査報告書チェックリスト</u> ・政治資金監査報告書チェックリスト……………● ・政治資金監査報告書記載例対照表……………●</p>	
	<p><u>III. 収支報告書等の記載方法等</u> ・収支報告書等の記載等について政治団体から問い合わせの多い事例について……………● ・収支報告書等の記載方法等に関する見解……………● ・収支報告書等の記載方法について（クレジットカードを利用した場合）……………● ・国会議員関係政治団体の収支報告の手引（平成24年12月改訂）（抜粋）……………●</p>	
	<p><u>IV. 支出項目の区分の分類</u> ・支出項目の区分の分類について……………●</p>	
	<p><u>V. 収支報告書の提出後に生じた事情とその対応</u> ・収支報告書の提出後に生じた事情とその対応（フロー図）……………● ・①政治資金監査報告書の記載誤り……………● ・②領収書等の再発行等……………● ・③収支報告書の訂正……………●</p>	
	<p><u>VI. 政治資金関係資料掲載サイト</u> ・政治資金関係資料掲載サイト……………●</p>	